

○ 茨城県企業局新財務会計システム構築業務に係るプロポーザルの公募に関する公告

公募型プロポーザル方式について、次のとおり公告する。プロポーザルの提出について参加を希望する者は、関係書類を作成の上、提出されたい。

なお、この公募に係る調達は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定の適用を受けるものである。

令和8年5月8日

茨城県公営企業管理者
企業局長 林 利家

1 担当部局

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県企業局総務課

TEL : 029-301-4926

E-mail : kigyo-keiri@pref.ibaraki.lg.jp

2 業務名

茨城県企業局新財務会計システム構築業務

3 内容

(1) プロジェクト管理

(2) 設計・開発

(3) データ移行

(4) 教育・研修

※ 詳細は、茨城県企業局新財務会計システム構築業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

※ プロポーザルには、保守管理についての提案（令和9年8月以降のシステム保守管理）も含む。

4 委託期間

契約締結日から令和10年3月31日（金）

5 資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

と。

- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- (6) 日本工業規格（JIS）の個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項「JIS Q 15001」に準拠した適切な個人情報保護措置を講ずる体制を整備したプライバシーマークを取得し、本業務に JIS Q 15001 が要求する個人情報の管理を適用できること。外部委託により実施する場合においては、同様の認定を受けている企業であること。又は、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度において、ISMS 認証基準を認証取得し、本業務に ISMS 認証基準に準拠した情報管理を適用できること。
- (7) 官公庁等において同等の構成のシステムを導入した実績があること。

6 受注者の選定及び評価基準

茨城県企業局新財務会計システム構築業務に係るプロポーザルの公募に関する説明書（以下「説明書」という。）を参照すること。

7 公募に関する説明書の交付方法

(1) 交付方法

下記ア. イからダウンロードすること。

ア. 茨城県物品役務入札情報サービス

URL <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

イ. 茨城県企業局ホームページ

URL <https://www.kigyou.pref.ibaraki.jp>

(2) 交付期間

公告日から令和8年5月26日（火）までとする。

8 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期間

(1) 提出方法

本業務に係るプロポーザルへの参加を希望する者は、説明書に基づき「参加表明書」（様式第1号）を電子メール又は持参、郵送（郵便書留に限る。）により提出すること。

※参加表明書を電子メールで提出した時は、電話により受信確認を行うこと。

(2) 提出先

上記1 担当部局に同じ

(3) 提出期間

公告日から令和8年5月29日（金）午後5時（必着）までとする。（ただし、県の休日を除く。）
受付時間は午前9時から午後5時までとする。（ただし、正午から午後1時までを除く。）

9 プロポーザルの提出方法、提出先、提出期限

(1) 提出方法

本業務に係るプロポーザルの提出を希望する者は、説明書に基づきプロポーザル提出書（様式第3号）及び申立書（様式第4号）、プロポーザル（技術提案書）を電子メールで提出すること。
※プロポーザル提出書及び申立書、プロポーザルを提出した時は、電話により受信確認を行うこと。

(2) 提出先

上記1 担当部局等に同じ

(3) 提出期限

令和8年6月2日（火）から令和8年6月18日（木）午後5時（必着）までとする。（ただし、茨城県の休日を守る条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条各号に定める日を除く。）
受付時間は午前9時から午後5時までとする。（ただし、正午から午後1時までを除く。）

10 質疑受付・回答

(1) 質疑の提出方法

本調達に関する質問等については、質疑書（様式第5号）により、上記1 担当部局への電子メールにて受け付ける。

※質疑書（様式第5号）を提出した時は、電話により受信確認を行うこと。

(2) 質疑受付期間

公告日から令和8年5月20日（水）午後5時までとする。

(3) 回答方法

すべての質疑を一括して、令和8年5月26日（火）までに電子メールにて回答する。
なお、受付期間以降に提出された質疑及び回答に対する再質問は受け付けない。

11 その他

(1) 詳細は説明書による。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、茨城県企業局会計規程第79条第2項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金額の全部又は一部を免除する。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 書類等の作成に用いる言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口は上記1 担当部局に同じ。

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required :

Financial accounting system implementation

(2) Time-limit for Submission of Proposal: 5:00 PM, 18th June 2026

(3) Contact Point for the Notice:

Public Enterprises Bureau, Ibaraki Prefectural Government

978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, Japan, 310-8555

Phone: 029-301-4926